

「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの 審議経過について」に関する意見募集（結果概要）

9月28日（木）の中央教育審議会総会に報告した「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」、一般からの意見募集を実施した。その結果概要は以下のとおり。

【1. 意見募集実施概要】

(1) 意見募集実施期間：平成29年10月2日（月）～10月31日（火）

(2) 総意見数：484件

(3) 意見の観点別件数

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性 10件

- I 教育の普遍的な使命
- II 教育をめぐる現状と課題
- III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項
- IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群（案） 455件

- (1) 確かな学力の育成 103件
- (2) 豊かな心の育成 63件
- (3) 健やかな体の育成 5件
- (4) 問題発見・解決能力の修得 2件
- (5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成 12件
- (6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 4件
- (7) グローバルに活躍する人材の育成 48件
- (8) イノベーションを牽引する人材の育成 5件
- (9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成 5件
- (10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進 4件
- (11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進 1件
- (12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進 3件
- (13) 障害者の生涯学習の推進 19件
- (14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応 29件
- (15) 多様なニーズを持つ者への教育機会の提供 25件
- (16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等 101件

- (17) ICT利活用のための基盤の整備 7件
- (18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備 15件
- (19) 児童生徒等の安全の確保 3件
- (20) 持続的な高等教育システムの構築 2件
- (21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育のグローバル化 0件

その他 19件

【2. 意見概要】

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

- ・基本的方向性は大変良いが総花的である。絞り込みが必要。
- ・教育は国家や社会のその時々の特定の目的のためでなく、国民一人一人の「人格の完成」のために行われるべき。

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群（案）

（1）確かな学力の育成

（幼児期における教育の質の向上）

- ・幼児期における教育の質の向上は喫緊の課題であり、幼児教育を推進する体制の構築については、財源措置も含めて早急に検討すべき。

（新学習指導要領の着実な実施等）

- ・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの確立などの実現のためには子供たちが調べたり、話し合ったりする時間や、教職員が授業改善に向けた研修や教材研究をする時間が必要。教職員定数の改善や外部人材の活用などの検討を進めるべき。

（全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用）

- ・全国学力・学習状況調査については毎年同様の傾向が報告されている。学校では点数向上のみに時間を割かれるという実態がある。また、子供・学校現場に与える負担・ストレスも大きいと、調査のあり方を抜本的に見直すことが必要。さらに、「話すこと」を含む英語調査は導入を見合わせるべき。調査を毎年悉皆で行う必要はなく、国が状況を把握することを目的に数年に一度の抽出調査により、教育条件整備の改善を進めることが必要。

（高等学校教育改革の推進）

- ・「高校生のための学びの基礎診断」の導入によって、生徒の実態に応じたきめ細かな教育活動に支障を来すことが懸念される。「基礎診断」の導入ではなく、誰もが安心して学ぶことのできる環境整備や、高校生の学びを十分「保障」する施策を優先させることが必要。

(2) 豊かな心の育成

(子供たちの自己肯定感の育成)

- ・自己肯定感の育成とともに、自己有用感の育成も必要。
(いじめ等への対応の徹底、人権教育の推進)
- ・いじめ、問題行動等の解消に向けて必要なことは、それらに対応する組織づくり、出席停止や懲戒などではなく、子供の権利条約の具現化や人権教育の推進である。いじめを受けている子供の救済システムづくりを専門家とともに進めること、そのための教育条件整備が急務。
- ・いじめ等への対応のため、教職員が子供としっかり向き合うには、人員の確保などの教育条件整備が必要。

(伝統や文化等に関する教育の推進)

- ・豊かな創造力・想像力の喚起のためには、児童生徒が芸術鑑賞をする機会の確保が必要。

(主権者教育の推進)

- ・主権者は今の社会を肯定し受容するだけでなく、課題解決に向けてよりよく変えることのできる社会の形成者であることが必要。そのためには、選挙のための有権者教育ではなく主権者教育を学校全体で推進することが必要。また、家庭・地域・関係省庁との連携のもと体験的な学習も重要。

(3) 健やかな体の育成

(全体)

- ・子供たちの運動能力の二極化が進んでおり、子供の体力の向上のための具体的な施策が提案されるべき。

(学校や地域における子供のスポーツの機会の充実)

- ・子供のスポーツの機会の充実のためには、教職員の負担を増やすのではなく、外部人材を活用すべき。

(4) 問題発見・解決能力の修得

(学生本位の視点に立った教育の実現)

- ・学修成果は数値化・可視化できるものばかりではないことも記載すべき。

(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

(各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進)

- ・租税教育・社会保障教育について、初等・中等・高等教育のそれぞれの段階に合わせて実施すべき。また、家庭・地域と連携した防災教育の推進にも力を入れていくべき。

- ・インターンシップの受入れは中小企業にとって負担が大きい中、協力に対する一定のインセンティブを設けていくべき。
- ・キャリア教育・職業教育の推進とともに、労働者の権利について全ての子供が各学校段階で体験的に学ぶ必要がある。労働教育のカリキュラム開発等への支援をすべき。

(6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

(全体)

- ・地域全体で家庭教育を支えるという視点は非常に重要。
- ・関係省庁が連携した施策の展開を期待したい。

(7) グローバルに活躍する人材の育成

(英語をはじめとした外国語教育の強化)

- ・教科としての小学校外国語については体験的な学びとなる工夫が必要。新たに加わった内容の教材、教具、設備等の条件整備にかかわる予算を確保すべき。また、「主体的・対話的で深い学び」等に対応するためには、人的措置を確実に行うことが必要。
- ・「大学入学共通テスト」で実施される「英語」については、2技能であっても共通テストで行うべき。民間の試験等の活用については、受験費用、受験機会、地域格差など公平性について多くの懸念がある。

(国際化に向けた先進的な取組を行う高校・高専・大学等への支援)

- ・従来型の一般教養とリベラルアーツ教育とを明確に区別し、社会人基礎力にも結びつくりベラルアーツ教育への転換、文系・理系の伝統的区分を見直した横断的な教育課程の編成など、国際的にも通用性が高く、機動的な学修体系への再構築が必要。

(外国人留学生の受入れ環境の整備)

- ・外国人留学生の日本での就職を促進するためには、入国前の学生に対する日本でのキャリアパスに関する情報提供、受入れ大学や日本語教育機関等における相談窓口の体制強化、インターンシップを受け入れる企業への理解促進、卒業時の在留資格の切り替え手続きの簡素化や早期化等、きめ細やかな支援策の充実が必要。

(8) イノベーションを^{けんいん}牽引する人材の育成

(優れた才能・個性を伸ばす教育の推進)

- ・幼い頃からの「ものづくり教育」は、自らの体験を通じて自発的な工夫や

改善、探究心といったイノベーションに不可欠な素養を養う上で極めて有効な手段。

(IT・データ活用能力の育成)

- ・様々な技術を組み合わせて新たな製品やサービス、価値を生み出していく能力が必要であり、文系・理系もしくは専門分野の枠を超えた「IT・データ活用能力の育成」の観点が重要。

(9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成

(芸術家等の養成、文化芸術振興策の推進)

- ・芸術家の育成、文化芸術振興を支える専門家の育成が必要。

(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

(若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進)

- ・各ライフステージに合った健康教育の充実についても盛り込むべき。

(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進

(民間の資金とノウハウも活用した持続可能な社会教育施設の運営)

- ・人々の暮らしの向上を図るためには、社会教育施設の機能の明記が不可欠。

(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

(働きながら教育機関において学べる学習環境の整備)

- ・大学通信教育に関する記載を追加すべき。
- ・モジュール型授業の導入など、時間的制約の多い社会人でも学びやすいよう、様々な学修形態を確立すべき。
- ・より実務に即した教育機会が提供されるよう、企業OBなども視野にいれた幅広い実務家教員の活用も検討すべき。

(労働者の学びに関する企業側の理解促進)

- ・中小企業が社員を教育機関に派遣する際には、教育訓練費等を税額控除の対象とするなど、所要のバックアップ体制を構築すべき。

(13) 障害者の生涯学習の推進

(全体)

- ・「自らの可能性を追求しつつ」「能力や可能性を最大限伸ばし」という言葉があることによって、教育基本法第3条の本来の生涯学習の理念が限定的になる。障害の有無にかかわらず、地域の一員として豊かな人生を送るこ

とを保障すべき。

(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応

(教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援)

- ・ 幼児教育の無償化を推進すべき。
- ・ 日本における継続的な就労や自立のためには高等学校卒業を保障する必要がある、高等学校授業料無償制度の復元（所得制限の制限）は急務。
- ・ 親の所得により子供が進学を断念することがないように、高等教育の無償化、給付型奨学金制度の充実が必要。

(15) 多様なニーズを持つ者への教育機会の提供

(特別支援教育の推進)

- ・ 障害者権利条約、障害者差別解消法を踏まえ、インクルーシブ教育を推進するための人的配置などの条件整備を進めることが必要。
- ・ 障害の有無にかかわらず、地域で共に学ぶことができるよう、合理的配慮等の条件整備を進めることが必要。

(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等

(教職員指導体制・指導環境の整備)

- ・ 子供たちの豊かな教育環境実現のためには、教職員定数の改善を図ることが必要。具体的には、小学校から高等学校までの30人以下学級の実現に向けて、当面は基礎定数による小学校2年生以上の35人以下学級の早期実現と教員の授業持ち時間数減が必要。子供と向き合う時間の確保と授業準備ができる環境整備を早急に行うべき。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置については更なる増員を図っていくべき。また、小中のみならず高校までは配置することが必要。
- ・ 学校における働き方改革に関する総合的な方策については、現場の実態を踏まえ、早急に実効性のあるものを具体的に検討し、現場の教職員の超勤・多忙解消に資するものとすべき。

(これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上)

- ・ 教職大学院は理論と実践の往還によって大変有意義な学びの機会となっており、広く周知し積極的な学び直しに活用すべき。
- ・ 特別免許状の活用等による多様な人材確保については、教員免許制度の根幹に関わることから慎重に対応すべき。
- ・ 教員免許更新制については、早期廃止を含めた養成・採用・研修の一体改

革となる法改正を行うことが必要。

- ・教員免許更新制については、受講できる講座が受けられない・金銭面での負担・時間的制約など課題が多く、教職員の負担感は大きいですが、資質能力の向上は教職員にとって大変重要であり、より効果的・効率的な制度としていくべき。
- ・教員評価と処遇への反映については、一部の教員ではなく、教員全体のモチベーションが上がり、学校組織の活性化に資することが必要。

(17) ICT 利活用のための基盤の整備

(学校の ICT 環境整備の促進)

- ・児童生徒の情報活用能力の育成には、ICT 環境の整備が不可欠。地方公共団体によって差が生じないように、ICT 環境の整備を進めるべき。
- ・電子黒板等の大型提示装置の整備を指標に追加すべき。

(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備

(安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進)

- ・効果の高い長寿命化計画の策定を確実に実行し、予算を確保し、計画的に長寿命化を進めるべき。
- ・非構造部材を含む全ての学校施設の耐震化工事を早急に完了するための方策を検討することが必要。
- ・学校施設に使用されているアスベスト材の完全撤去が必要。

(学校における教材等の教育環境の充実)

- ・新学習指導要領の着実な実施のため、教材の整備や効果的な実践事例に係る情報提供をすべき。
- ・学校図書館は、読書活動だけでなく、調べ学習や探究的な学習、言語活動や教材の活用等教育の基盤である。学校図書館の整備に必要な予算を確保し、学校図書館を通じた教育活動の一層の充実を図るべき。
- ・学校図書館の整備充実のためには、地域ボランティアではなく、専門性の高い学校司書の配置を進めることが必要。

(19) 児童生徒等の安全の確保

(学校安全の推進)

- ・学校管理下における事故の事例を収集し、導き出された教訓を基に施策を展開すべき。

(20) 持続的な高等教育システムの構築

- ・「各地域において必要な人材を育成するためのプラットフォームづくり」について、地方創生を担う地（知）の拠点としての機能を強化する観点から、都市と地方の大学が連携したカリキュラムや単位の互換、二地域間で学べる国内留学（ダブルキャンパス）の仕組みづくりを検討すべき。
- ・既に取り組んでいる大学の機能分化をさらに進め、各大学の多様性と強みを更に強化していくことが必要。
- ・地方小規模私立大学の多くは、地元の高校生を入学対象としており、地方経済の落ち込みが大学への入学困難さを促している大きな要因だと思われる。「学生確保ができない大学」の理由については調査を行うべき。

その他

- ・教育環境や教育条件整備に関する予算措置についても言及した財政的計画にすべき。
- ・計画の策定においては子供と学校の実態を踏まえた教育条件整備に限定すべき。また、具体的な計画として、国の責任による35人以下学級の実施、教職員定数の抜本的改善、給付制奨学金制度の拡充、権利としての教育の無償化、特別支援学校設置基準の策定など、教育条件整備に関する施策を直ちに立案し実施することが必要。
- ・指標が自己目的化し一人歩きして、教育の歪みにつながる危険性がある。